

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この条例において「コミュニティバス」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号及び第79条の規定により<u>　　</u>、国土交通大臣の登録を受けて自家用有償旅客運送を行うものをいう。 (運行路線等) 第3条 コミュニティバスの運行路線は、次<u>　　</u>に掲げるとおりとする。 (1) <u>関屋白鳳台</u>ルート (2) <u>旭ヶ丘高山台</u>ルート (3) 真美ヶ丘ルート (4) 鎌田ルート (5) <u>祇園荘</u>ルート (6) <u>香芝市スポーツ公園シャトルバス</u> 2 コミュニティバスの停留所及び運行日は、規則で定める。 3 市長は、災害その他特別の理由によりコミュニティバスの運行上支障があると認めるときは、運行を変更し、又は中止することができる。 4 前項の規定により、運行の変更又は中止をした場合、コミュニティバスを利用する者（以下「利用者」という。）に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。 (使用料)	(定義) 第2条 この条例において「コミュニティバス」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号及び第79条の規定に<u>基づ</u>き、国土交通大臣の登録を受けて自家用有償旅客運送を行うものをいう。 (運行路線等) 第3条 コミュニティバスの運行路線は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>白鳳台</u>　　ルート (2) <u>旭ヶ丘</u>　　ルート (3) 真美ヶ丘ルート (4) 鎌田ルート (5) <u>関屋</u>ルート (6) <u>祇園荘</u>ルート 2 コミュニティバスの停留所及び運行日は、規則で定める。 3 市長は、災害その他特別の理由によりコミュニティバスの運行上支障があると認めるときは、運行を変更し、又は中止することができる。 4 前項の規定により、運行の変更又は中止をした場合、コミュニティバスを利用する者（以下「利用者」という。）に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。 (使用料)

改正案

第5条 利用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、利用者が15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて規則で定めるものであるときは、使用料は無料とする。

(使用料の免除)

第6条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料(1日乗車券及び1か月定期券の使用料を除く。)を免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、災害その他利用者の責めによらない事由により利用することができなくなった場合は、この限りでない。

(損害賠償等)

第10条 自己の責めに帰すべき事由により、コミュニティバスの車両、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

別表 (第5条関係)

区分	使用料
1 乗車	100円
1 日乗車券	200円
1 か月 定期券	3, 000円

現 行

第5条 利用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。